

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 の評価について
(平成 29 年度 検証・評価シート)

“こうべ”の市民福祉総合計画 2020 における具体的取組み方策

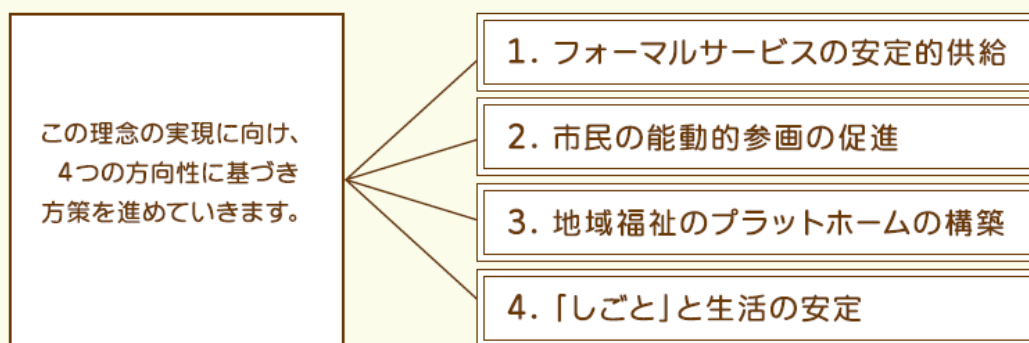
計画の基本理念

～ つながりと支え合いが織りなす市民福祉の実現 ～

市民一人ひとりの地域での安全で安心な生活が保障され、あらゆる人が社会から排除されずに居場所と役割を得て生活できる包摂的な地域社会の実現（ソーシャル・インクルージョン）を目指していく中で、自主・自発的意思をもった市民が地域社会における課題解決に向け、事業者・行政など多様な主体とともに、意思決定を行い、多様な取組みを実践していく「*ローカルガバナンス」（自律と分権に基づく協治）を具現化していきます。

※ ローカルガバナンスとは

自分の暮らす地域で起こる問題を、みんなが自分の事として受け止め、市民・事業者・行政がともに協力し合って考え、決定し、取り組んでいくという考え方のこと。



1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～

市民が地域福祉の主体として活躍していくためには、市民の安全で安心な暮らしが保障されなければなりません。公的サービスが安定的に供給されること、その人らしさが尊重され、虐待などの権利の侵害を受けない、あたりまえの権利が守られることが必要です。

- 福祉サービスの充実
- 包括的な相談支援体制の整備
- 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
- 権利擁護/虐待防止の取組み
- ユニバーサルデザインのまちづくり など

2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～

様々な市民が、能動的に参画し、いろいろな主体と互いに関わり合いを持つなかで、地域の課題解決につながる新しい取組みが生まれます。市民をはじめとした多様な主体の参加を広げていくとともに、市民が担い手として参加するだけではなく、主役となって課題解決の意思決定に参画できる環境づくりが必要です。

- 市民が参画しやすい環境整備
- 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり
- 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進
- ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 など

3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～

既存の制度・枠組みでは解決できない地域福祉課題に対応するため、フォーマル・インフォーマルの両サービスを効果的に結びつけるとともに、必要に応じて市民をはじめとした多様な主体による話し合いにより課題を解決していく仕組み（地域福祉のプラットフォーム）の構築が必要です。

- 地域における多様な主体による協議の場づくり
- 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援
- 医療・福祉の幅広い連携
- 「地域支え合い活動」の充実
- 災害時における要援護者への支援体制の整備 など

4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～

「しごと」は、市民一人ひとりが安定した生活を送るために欠かせないものであり、また、地域社会において役割を果たしながら社会的なつながりを保ち、自分らしい生き方を実現していくうえでも大切です。誰もが身近な場所に「しごと」を確保できるよう、多様な働き方を創出する取組みが必要です。

- 多様な働き方の確保 など

4つの方向性と具体的方策

1. 市民が安全に安心してくらすための確かな土壌 ～フォーマルサービスの安定的供給～	
(1) 福祉サービスの充実と包括的な供給	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉サービスの充実 ② 包括的な相談支援体制の整備 ③ 福祉における個人情報保護と情報の共有化 ④ 生活困窮者への支援と貧困の世代間連鎖の防止
(2) その人らしい生き方が尊重される地域生活の確保	<ul style="list-style-type: none"> ① 権利擁護／虐待防止の取組み ② ユニバーサルデザインのまちづくり ③ 地域での居住の安定確保への支援 ④ 共生型（多世代交流・多機能型）福祉拠点の展開
2. 市民が地域福祉の主役になるために ～市民の能動的参画の促進～	
(1) 市民が参画できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民が参画しやすい環境整備
(2) 市民をはじめとした多様な主体の参加が広がる方策	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康寿命の延伸に向けた活躍の場づくり ② 若い世代等に向けた地域とのつながりづくり ③ 社会福祉法人による地域における公益的活動の促進 ④ 企業・事業所との協働による地域福祉活動の展開 ⑤ 学校を拠点とした地域交流
(3) 市民の活動が定着するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ① ボランティア・NPO団体等への支援と協働の促進 ② 地域ボランティア活動の促進
3. 市民が多様な主体とともに課題を解決する仕組みづくり ～地域福祉のプラットフォームの構築～	
(1) 新たな仕組みや取組みを創出するネットワークの構築 （区単位のネットワーク）	<ul style="list-style-type: none"> ① 区社会福祉協議会を中核とした福祉課題への対応 ② 地域を支える多職種・多団体とのネットワークづくり
(2) 早期発見・早期解決に結びつけるネットワークの構築 （身近な地域におけるネットワーク）	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域における多様な主体による協議の場づくり ② ふれあいのまちづくり協議会への支援と他の社会資源との連携 ③ 民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援 ④ 医療・福祉の幅広い連携
(3) プラットホームを活用した福祉課題への取組み	<ul style="list-style-type: none"> ① 「地域支え合い活動」の充実 ② 災害時における要援護者への支援体制の整備
4. 市民が地域社会でいきがいを感じるために ～「しごと」と生活の安定～	
(1) 誰もが「しごと」を確保できる仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 「しごと」の“地産地育”に向けたコミュニティビジネスの展開 ② 多様な働き方の確保

取組み方策に対する評価

I. 国における地域共生社会の実現に向けた動きと神戸市の市民福祉総合計画

国においては、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進として、社会福祉法の一部が改正され、平成30年4月1日より施行された。改正内容の主なものとして①地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨が追加されたこと、②市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとされたこと、③市町村は市町村地域福祉計画の策定に努め、また計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項が追加されたこと等が挙げられる。

一方、“こうべの市民福祉総合計画2020”は社会福祉法における市町村地域福祉計画を兼ねているが、本計画においては、福祉分野のみならず、保健医療、住まい、防災、しごと等幅広い分野の視点から高齢者・障害者・児童・その他の福祉における共通的な事項を取り入れた計画となっており、国の方向性に合致した内容となっている。また、すでに①地域における多様な主体による協議の場づくり②包括的な相談支援体制の整備等を進めており、この改正法に対応できる内容となっているため、引き続き本計画に基づく取組みを進めていく。

II. 基本理念の実現に向けた4つの方向性の総合評価（H29年度時点）

「1 フォーマルサービスの安定的供給」では、各区に設置している「くらし支援窓口」において、相談支援員の増員や「しごと」に関する相談の一元化など相談体制を強化し、包括的な相談支援体制の整備を進めたほか、就労支援・学習支援・家計相談支援事業・子どもの居場所づくりなど生活困窮者等への支援に引き続き取り組んだ。また、権利擁護事業の推進、児童虐待に対応する体制の強化や「神戸市障害者差別解消支援地域協議会」の設置などその人らしい生き方が尊重される生活の確保に向けた取組みを進めた。一方、福祉サービスの充実に向け、現在、特に保育人材の確保・定着に取り組んでいるところであるが、福祉・介護・保育人材の不足は未だ深刻な課題であり、今後もさらなる施策の推進が必要である。

「2 市民の能動的参画の促進」では、「神戸市地域コミュニティ施策の基本指針」の具体化に向け、「地域の基礎データ」の公開、助成金手続きの簡素化など市民の参画の促進に向けた取組みを行った。各区の社会福祉法人が、地域における様々な福祉課題への対応について連携し、協議・情報交換を行う「各区社会福祉法人連絡協議会（ほっとかへんネット）」の全区設置が進み、地域団体と行政と協働による地域福祉活動の事例や、本市が行う保健指導事業を民間事業者と協働して行うソーシャルインパクトボンドの活用事例も出てきており、多様な主体の参加が広がりつつある。本年度のネットモニターアンケートにおいて、地域活動に参加している人の割合は35.8%となっており、今後より多くの人の参加を広げるために、市民活動の定着に向けた取組みが求められる。

「3 地域福祉のプラットフォームの構築」では、地域福祉ネットワーカーが中心となって「制度の狭間・複合化する福祉課題への支援」を行う中、従来つながっていなかった関係機関とのネットワーク化が実現しており、また、地域関係機関との更なる連携を目的とした「ネットワーク事業報告会」の開催など、地域課題解決に向けた仕組みづくりを進めている。

医療と福祉の連携として、在宅医療と介護を結びつける連携拠点となる「医療介護サポートセンター」が全区に設置され、また、認知症施策をより一層推進するため、医療・保健・福祉の専門家で構成される有識者会議で議論を行い、「神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例」が策定された。

他の関連機関と連携し、平常時は要援護者の見守り支援の拠点として、災害時には基幹福祉避難所となる「要援護者支援センター」が指定されるなど、支援を要する人の見守り体制の構築が進んだ。

「4 「しごと」と生活の安定」では、障害者の短時間雇用の創出に向けた取組みとして、シンポジウムの開催や、協力企業の開拓及び企業と障害者のマッチングに着手した。また、場所や時間にとらわれない働き方を推進するため、市民及び企業を対象とする講習会等の実施など、多様な働き方の確保、働く場づくりの取組みが少しずつ進んでいる。

今後も、これらの4つの方向性に基づく施策の推進により、国の掲げる地域共生社会の実現、本計画の基本理念であるソーシャルインクルージョンの実現を目指していく。

総合評価 （“こうべの市民福祉総合計画2020”の検証・評価シートより）

	A	B	C	D	総合評価
1 フォーマルサービスの安定的供給	3	5	0	0	B
2 市民の能動的参画の促進	2	5	1	0	B
3 地域福祉のプラットフォームの構築	2	6	0	0	B
4 「しごと」と生活の安定	0	2	0	0	B

A：順調に進んでいる B：概ね順調だが、不十分な点もある C：推進できている部分もあるが不十分な点も多い D：未着手も含め、今後改善が必要である

